

事務連絡  
令和5年2月17日

各  $\begin{cases} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{cases}$  衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

ビンポセチンの医薬品成分該当性について

今般、大阪府からビンポセチンにかかる疑義照会に対し、別添のとおり回答しましたので、御了知の上、貴管下関係者に周知徹底方よろしくお願いします。

別添

薬生監麻発 0217 第 6 号  
令和 5 年 2 月 17 日

大阪府健康医療部長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長  
( 公 印 省 略 )

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する疑義について（回答）

令和 4 年 12 月 1 日付け薬第 2443 号をもって照会のあった標記の件について、下記のとおり回答する。

記

貴見のとおりと解する。

参考

薬 第 2443号  
令和4年12月1日

厚生労働省医薬・生活衛生局  
監視指導・麻薬対策課長 様

大阪府健康医療部長

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に  
関する法律に関する疑義について（照会）

令和4年度大阪府健康食品買上げ検査の検体について、地方独立行政法人  
大阪健康安全基盤研究所において試験検査を実施したところ、下記物質を検出  
しました。

人が経口的に服用する物として、当該物質は、昭和46年6月1日付け薬発第  
476号厚生省薬務局長通知「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」の成  
分本質の分類上、「専ら医薬品として使用される成分本質」に該当すると判断  
して差し支えないか照会します。

記

1 名 称

ビンボ<sup>®</sup>セチン

2 参考情報

別紙のとおり

大阪府健康医療部生活衛生室  
薬務課医薬品流通グループ  
T E L : 06-6944-7129 (直通)  
F A X : 06-6944-6701

報道関係者 各位

令和5年2月17日

【照会先】

医薬生活衛生局 監視指導・麻薬対策課

課長補佐 藤井 大資（内線 2763）

専門官 三宅 晴子（内線 2768）

（電話代表） 03(5253)1111

（直通） 03(3595)2436

### 医薬品成分を含有する製品の発見について

本日、大阪府から、別添のとおり報道発表を行った旨の連絡がありましたので、お知らせいたします。

## 報道発表資料

ホーム &gt; 報道発表資料 &gt; 詳細



## 医薬品成分が検出された健康食品について

代表連絡先	健康医療部 生活衛生室薬務課 医薬品流通グループ ダイヤルライン番号：06-6944-7129 メールアドレス： <a href="mailto:yakumu-g22@gbox.pref.osaka.lg.jp">yakumu-g22@gbox.pref.osaka.lg.jp</a>
-------	---

提供日	2023年2月17日																												
提供時間	14時0分																												
内容	<p>大阪府では、健康食品安全対策の一環として、強壮効果やダイエット効果を標榜している健康食品の買い上げ調査を実施しています。</p> <p>今般、ダイエット効果等を標榜する下記の健康食品について、買い上げ調査を実施した結果、医薬品成分が検出されましたのでお知らせします。</p> <p>医薬品として販売するには、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「法」という。）に基づき、厚生労働大臣の承認が必要ですが、当該製品については、必要な手続きを経ておらず安全性が確認されていません。</p> <p>現在のところ、本府では当該製品に係る健康被害の報告はありませんが、健康被害を起こす可能性がありますので、使用しないでください。また、当該製品による健康被害が疑われる場合は、速やかに医療機関を受診してください。</p> <p><b>1 概要</b></p> <table border="0"> <tr> <td>商品名</td><td>BBX PLUS</td></tr> <tr> <td>内容量</td><td>30粒</td></tr> <tr> <td>販売者</td><td>株式会社プラッティ</td></tr> <tr> <td>販売者所在地</td><td>大阪府大阪市</td></tr> <tr> <td>販売方法</td><td>インターネットによる通信販売</td></tr> <tr> <td>検出した医薬品成分</td><td>ビンポセチン</td></tr> <tr> <td>その他検出成分</td><td>センノシドA及びセンノシドB</td></tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>商品名</td><td>BBX</td></tr> <tr> <td>内容量</td><td>30粒</td></tr> <tr> <td>販売者</td><td>Esplanza Market</td></tr> <tr> <td>販売者所在地</td><td>愛知県瀬戸市</td></tr> <tr> <td>販売方法</td><td>インターネットによる通信販売</td></tr> <tr> <td>検出した医薬品成分</td><td>ビンポセチン</td></tr> <tr> <td>その他検出成分</td><td>センノシドA及びセンノシドB</td></tr> </table> <p><b>2 対応</b></p> <p>(1) 府ホームページに製品名、外箱等を掲載し、使用中止等について注意喚起しました。</p> <p>(2) 販売者を所管する大阪市、愛知県に上記の内容を情報提供しました。今後、大阪市、愛知県において法に基づき対応する予定です。</p> <p>(3) 注意喚起のため、関係団体に情報提供しました。</p> <p><b>3 今回検出された医薬品成分の概要</b></p> <p>ビンポセチンは、医師の処方せん又は指示によらない個人の自己使用によって健康被害や乱用につながるおそれが高いと考えられる成分であることから、令和5年2月17日付けで、「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示」（令和2年3月31日付け薬生監麻発0331第9号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知）の「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に追加されました。なお、当該成分は過去に脳循環改善薬に用いられた成分です。</p> <p><b>4 製品写真</b></p> <p>(1) BBX PLUS</p> 	商品名	BBX PLUS	内容量	30粒	販売者	株式会社プラッティ	販売者所在地	大阪府大阪市	販売方法	インターネットによる通信販売	検出した医薬品成分	ビンポセチン	その他検出成分	センノシドA及びセンノシドB	商品名	BBX	内容量	30粒	販売者	Esplanza Market	販売者所在地	愛知県瀬戸市	販売方法	インターネットによる通信販売	検出した医薬品成分	ビンポセチン	その他検出成分	センノシドA及びセンノシドB
商品名	BBX PLUS																												
内容量	30粒																												
販売者	株式会社プラッティ																												
販売者所在地	大阪府大阪市																												
販売方法	インターネットによる通信販売																												
検出した医薬品成分	ビンポセチン																												
その他検出成分	センノシドA及びセンノシドB																												
商品名	BBX																												
内容量	30粒																												
販売者	Esplanza Market																												
販売者所在地	愛知県瀬戸市																												
販売方法	インターネットによる通信販売																												
検出した医薬品成分	ビンポセチン																												
その他検出成分	センノシドA及びセンノシドB																												

(2) BBX



関連ホームページ	<a href="#">令和4年度健康食品買い上げ検査（医薬品成分が検出された健康食品）について</a>
資料提供ID	45666

[ページの先頭へ](#)  
[報道発表資料のトップへ](#)